

# 「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」の開催趣旨等について

## 1. 趣旨

我が国においては、戦後、自動車社会が飛躍的に発展し、今や自動車は日常生活において不可欠の存在となっているところ、我が国の自動車保有台数は、平成23年3月末現在で7,800万台を超えている。

こうした中で、その半数以上を占める登録自動車のナンバープレートは、個々の自動車を特定し、対外的に所有権を公証するためのツールとして大きな役割を担い、自動車の登録制度の根幹をなしている。

この登録自動車のナンバープレートは、昭和26年の道路運送車両法制定時を原点としているが、例えば、特定の番号を取得したいというニーズが高まっていたことを背景とした希望ナンバー制の導入、地域振興や観光振興等の観点からの新たな地域名表示のナンバープレートの導入等、逐次その見直しを行い、社会的ニーズに対応してきたところである。

しかしながら、全国各地からのご当地ナンバーの追加の強い要望をはじめ、ナンバープレートのデザインや表示内容に係る国民の価値観のさらなる多様化や、ナンバープレート情報の活用技術の進歩によるナンバープレートの社会的機能の多様化・高度化の可能性の拡大等、ナンバープレートを巡る環境は、近年においても大きく変化してきており、我が国の社会に深く浸透した登録自動車のナンバープレートについて、今後どのような方向性を目指していくことが望ましいか、今一度、原点に立ち返って議論すべき時期にきていると考えられる。

こうした状況を踏まえ、今般、「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」を開催し、表示内容や形状はもとより、交付に係る手続き等、登録自動車のナンバープレートを巡る様々な事項について、現行制度の抜本的な見直しも視野に入れ、中長期的な視点から今後の登録自動車のナンバープレートのあり方を幅広く検討することとした。

なお、一般に「ナンバープレート」という呼称で広く認知されているものには、登録自動車に取り付ける自動車登録番号標、軽自動車等に取り付ける車両番号標、原動機付自転車に取り付ける原動機付自転車番号標の3つの種別があるが、「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」においては、自動車登録番号標を主たる対象として検討を進めることとする。

## 2. 検討事項（案）

- ① ナンバープレートの形状・表示内容
- ② ナンバープレートの取付方法
- ③ ナンバープレート関係手続きにおけるユーザー利便の向上
- ④ ナンバープレートの社会的機能の拡大